

審査方法及び採点について

1 選定審査方法について

面接審査が終了後、書類審査の内容も含めた点数を採点し、採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。

2 採点について

総合計得点は、「100点満点／人×採点委員数＝満点」

（例：採点委員が5人の場合は500点）

※ 総合計得点において最上位の団体であっても、総合計得点が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。

※ 得点が次順位の団体を次点の候補者とする。

※ 採点において、同点になった場合は、別添「資料3」のとおりとする。

※ 書類審査又は面接審査において欠席委員がいる場合の取扱いは次のとおりとする。

- ① 書類審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。
- ② 面接審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は採点できない。

3 採点作業について

採点については、自らがその施設の利用者であるという観点から行う。

また、その施設や、採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点を行う。

以上の点を踏まえ、選定基準の全ての項目（後述の「5 採点方法を指定する項目について」を除く。）について採点を行う。

4 採点を行う上での目安について

書類審査及び面接審査の採点は、以下の表を目安とし整数で採点を行う。

採点基準目安で採点しがたい場合に、目安間の点で採点することも可能とする。

（例：10点満点の9点、5点、20点満点の15点、10点など）

採点基準	配点 8点	配点 10点	配点 13点	配点 14点	配点 15点	配点 20点
特に優れている（高度な能力を有している）	8点	10点	13点	14点	15点	20点
優れている（優れた能力を有している）	6点	8点	10点	11点	12点	16点
普通（一応の能力を有している）	4点	6点	7点	8点	9点	12点
多少不十分（多少能力が乏しい）	2点	4点	4点	5点	6点	8点
不十分（能力が乏しい）	1点	2点	1点	2点	3点	4点
劣っている（能力がない）	0点	0点	0点	0点	0点	0点

5 採点方法を指定する項目について

- 「(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。」の「①管理事務所設置の考え方」

市民の利便性を考慮した管理事務所設置を選定しているか、人権ふれあいセンターからの直線距離により以下のとおり点数を付与する。

該 当 要 件		配点
人権ふれあいセンターから 管理事務所までの直線距離	800m 以内	3 点
	801m～2,000m 以内	1 点

- 「(6) 管理経費の縮減が図られること。」の「③納付金の増額」

市の想定する納付金（市の駐車料金収入見込額から住民貸出用駐車場管理料見込額を差し引いた額）と指定期間における納付金提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、増加率（小数第2位四捨五入）に応じて、以下のとおり点数を付与する。

該 当 要 件	配点
2%以上4%未満	1 点
4%以上6%未満	2 点
6%以上8%未満	3 点
8%以上	4 点

- 「(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件」の
「⑤ 市の施策に整合する取組実績等」

次の①～⑦の項目に該当する場合は、配点（3点）を上限として項目ごとに1点ずつ付与する。（※ グループ応募の場合は、④及び⑥の項目を除き、すべての者が満たしていること。）

該 当 要 件		配点
①	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和6年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を1人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 ＊障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	3 点
②	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定を受けている場合	

該 当 要 件		配点
③	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第９条に基づく認定を受けている場合	
④	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）	
⑤	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第９条第１項に規定する高年齢者雇用確保措置のうち、６５歳以上への定年の引上げ（同項第１号）又は定年の定め廃止（同項第３号）を行っている場合（同項第２号の継続雇用制度は対象外）	
⑥	市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）	
⑦	ＩＳＯ１４００１の認証、エコアクション２１の認証・登録、ＫＥＳ（ステップ２以上）の登録又はエコステージ（ステージ２以上）の認証のいずれかを受けている場合	